

犬の登録と狂犬病予防注射をお願いします

犬の飼い主は、犬の生涯に1回の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射を行うことが法律で義務づけられています。

★環境推進課 ☎25・1173、支所環境産業課 ☎72・1334

犬に関する各種手続き

新規登録（鑑札を交付します）

登録は飼い始めた日（生後90日以内の犬の場合は、生後90日を経過した日）から30日以内に手続きしてください。未登録の犬を飼っている方は、速やかに登録をしてください。

手数料 1頭 3000円

転入した場合

転入前の市町村で交付された鑑札を持参してください。引き換えに本市の鑑札を無償で交付します。※旧鑑札の提出のない場合は有償。

マイクロチップをご存じですか

マイクロチップは直径2mm、長さ10mmほどの電子標識器具で、愛犬などの体内に埋め込むことで、迷子など、飼い主と離れ離れになってしまった場合にデータ照合により飼い主の元に戻ってくる可能性が高くなります。詳しくは、お近くの動物病院にご相談ください。

転出する場合

本市で登録時に交付された鑑札を、転出先市町村に持参し、鑑札の交付を受けてください。

狂犬病予防注射済票の交付

動物病院等で狂犬病予防注射を受けた時は、獣医師が発行する注射済証明書を持参してください。狂犬病予防注射済票を交付します。

交付手数料 1頭 550円

※犬の鑑札と注射済票は、首輪などに必ず装着してください。

再交付（紛失または損傷による）

鑑札 1頭 1600円
狂犬病予防注射済票 1頭 340円

犬の死亡・登録事項変更の場合

届出が必要です。環境推進課（市役所4階または支所環境産業課）へお越しいただくか、環境推進課へご連絡ください。



狂犬病予防集合注射

愛犬を守るため、忘れずに受けてください。登録済みの犬については案内はがきを3月中旬以降に郵送します。注射当日お持ちください。3月29日(火)までにはがきが届かない方は環境推進課へご連絡ください。

○注射料金 1頭 3500円

内訳
予防注射接種料 2950円
注射済票交付手数料 550円

※未登録の犬を飼っている方は、注射料金とは別に登録手数料が必要で、集合での注射を受けなかった場合は、動物病院等で必ず接種してください（料金は、集合での注射時とは異なる場合があります）。

狂犬病予防注射を受けよう！



令和4年度狂犬病予防集合注射日程表

実施日	時間	会場	
4月	5日(火)	午前10時～11時30分	日の出公園
		午後1時30分～3時	旭公民館
	6日(水)	午前10時～11時30分	本庄市民文化会館
		午後1時30分～3時	
	7日(木)	午前10時～11時30分	仁手公民館
		午前11時10分～11時20分	上仁手公会堂
	8日(金)	午前10時～11時30分	本庄保健所
		午後1時30分～3時	若泉第二公園(西側入口)
	11日(月)	午前10時～11時30分	藤田公民館
		午後1時30分～3時	本庄南公民館
	12日(火)	午前10時～11時30分	共和公民館
		午後1時30分～3時	競進社模範蚕室
13日(水)	午前10時～11時30分	セルディ	
	午後1時30分～3時	風洞自治会館	
	午後1時30分～2時	太駄公会堂	
午後2時30分～3時	本泉公会堂		

※会場はすべて駐車場です。都合のよい日時にご来場ください（各会場の案内図は市HPで確認できます）。

※新型コロナウイルスの感染状況により日程が変更となる場合は、市HP等でお知らせします。



市HP ▶

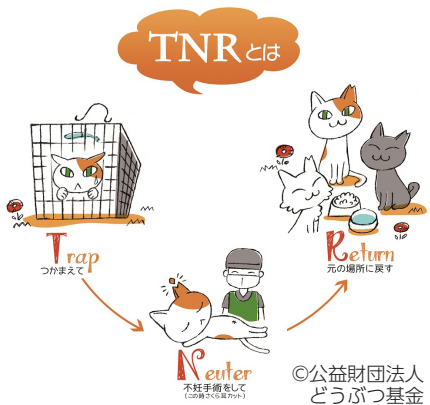
わくわくねこ

無料不妊手術事業

市では、飼い主のいない猫への対策として、（公財）どうぶつ基金と協働し「さくらねこ無料不妊手術事業」を実施しています。

この事業は、飼い主のいない猫に対し、「さくらねこTNR（Trap・捕獲し、Neuter・不妊去勢手術を行い、Return元の場所に戻し、その印として耳先を桜の花びらのようにV字にカットする）」を実施することで、繁殖を防止し、「さくらねこ」として

★環境推進課 ☎25・1173



さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）について

このチケットは、（公財）どうぶつ基金が発行する、飼い主のいない猫に無料で不妊去勢手術を受けさせることができるチケットです。チケットの交付には一定の条件（責任あるエサの管理、ふん処理等）があります。

詳しくは、環境推進課（市役所4階）にお問い合わせください。

軽自動車 バイク トラクター など

廃車手続きはお早めに

このような場合は手続きが必要です

- 軽自動車、バイク、トラクターなどについて次のようなことがあった場合は廃車手続きや名義変更が必要です。
- 廃棄した、譲渡した
- 所有者や使用者が亡くなった
- 盗難にあった（警察署に届け出てから手続きをお願いします）

●手続きをしないと

4月1日までに手続きをしないと、令和4年度も引き続き課税対象となります。廃棄処分した、知人等に譲ってしまった場合でも、納税いただくこととなりますので、必ず次の各窓口で手続きをお願いいたします。

★課税課諸係 ☎25・1122
支所市民福祉課市民税係 ☎72・1333

窓口に来る方の本人確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

窓口 課税課諸係（市役所1階）、支所市民福祉課市民税係（アスピアこだま1階）

※所有者が転出する際は、窓口で廃車申告（ナンバー返納）のうえ、転入先の市区町村でナンバーの交付手続きをしてください。

なお、手続きがない場合、転出後の4月1日で本市のナンバー登録は抹消になります。

軽二輪（125cc超～250cc以下）、小型三輪（250cc超）

窓口 熊谷自動車検査登録事務所
☎050・5540・2027

軽自動車（3輪・4輪）

窓口 軽自動車検査協会埼玉事務所
所熊谷支所 ☎050・3816・3112

飼い主のいない不幸な猫を減らすために



さくらねこは不妊手術済みのしるし

公益財団法人 どうぶつ基金